

# 憲法論：国家による個人の把握 と「プライバシー」

シンポジウム「マイナンバーをめぐる混迷を解剖する」

2025/1/14

東京大学大学院法学政治学研究科教授

宍戸 常寿

# 国家による個人の把握・総論

- 国家
  - 三要素：領域、住民、主権
  - 公的空間と私的空間
- 夜警国家による個人の把握
  - 徴税、徴兵、刑事司法
- メディアによる公共空間の拡大とプライバシー概念の登場
- 社会国家による個人の把握
  - 救貧・防貧
  - 公的空間の拡大
  - 行政サービスの前提としての国家による個人の把握：行政事務ごと、正確性の要請
  - マクロな経済・社会政策と統計的把握
- 公的分野の個人情報保護
  - 公務員の職務上の秘密（コンフィデンシャリティ）
  - 情報処理技術の進展→行政による電算処理と個人情報の「保護」
  - 公的個人情報保護法制

# 日本の特性

- 戸籍
  - 「個籍」 + 家族簿ではない
  - 身分関係の公証
  - 家制度との結び付き
  - 国籍制度との関係
- 住民票
  - 個人または世帯単位
  - 住民登録法 → 住民基本台帳法、居住関係の公証と行政事務の基礎
  - 地方公共団体が行政事務の多くを処理
  - 戸籍と住民票の連携：戸籍の附票
- 外国人登録制度 → 住民基本台帳 + 国の在留カード
- 国勢調査

# 情報化の進展

- データバンク社会
  - 自己情報コントロール権の主張
  - 他領域で開示された情報の名寄せ→個人識別情報の問題
- サイバー空間
  - 匿名性：様々な媒介者の関与
  - 個人のデータ化：「忘れられる権利」
- デジタル化
  - スマホ・IoT・SNS等の普及、経済・社会活動のグローバル化
  - 公的空間と私的空間の垣根の消失
  - ミクロ・「個人界」とマクロ・「集合界」の結合の容易性
  - 「個人」の消失可能性

# デジタル社会における国家による個人の把握の必要と問題点

- 国家機能の実効性の低下
  - デジタル化による把握・法執行の困難性
  - ミクロとマクロを往還するより効率的な行政への転換
- データ基盤・データ連携基盤による複数行政事務への対応の必要
- 日本的特殊性の見直し
  - 戸籍制度、地方公共団体の「分散管理」、グローバル化
- 国家による個人のデータ化と機械処理の危険
  - 隠れた属性差別のおそれ

# 若干の論点

- デジタル社会における人格尊重
  - 個人についてのデータが正確で安全で必要に応じて使える状態であることが構成要素のひとつ
  - 信頼できるデータ基盤・データ連携基盤を整備し運用する国家の責務
- データ基本権
  - データからの自由：古典的な意味でのプライバシー、コンフィデンシャリティ
  - データによる自由：情報による自己決定とその環境整備
  - データへの自由：アクセス権
  - 客観法的規制：官民を通じた独立で実効的な監督の仕組み、ミクロとマクロの往還の制御